一等海曹から三等海曹まで		別表第二㈠イの幹部候補者き章と同じとする。
海曹候補者き章	甲	別表第二㈠イの陸曹候補者き章と同じとする。
	乙	別表第二㈠イの陸曹候補者き章と同じとする。ただし、台地の色は、黒色とする。

備考

一　防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官の服制（冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服上衣、女性冬服ズボン、第一種夏服上衣、第一種夏服ズボン、女性第一種夏服上衣、女性第一種夏服ズボン及び階級章に係るものを除く。）及び海士長以下の自衛官で音楽科の職種に指定されたものの服制（階級章に係るものを除く。）は、この表に定めるところにかかわらず、海曹長から三等海曹までの自衛官の服制と同じとする。

二　階級章は、制服の種別に応じ、防衛大臣の定めるところに従い、それぞれ甲、乙又は丙を着装するものとする。

三　海曹候補者き章は、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の海曹候補者たる自衛官にあつては乙を装着するものとする。

ロ　幹部自衛官及び准海尉の礼服等の服制

礼服冬上衣	地質	黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	製式	襟	剣襟とする。
		前面	金色のボタン三個を二行につけ、付け合わせ部の左右に金色のボタン各一個をつけ留める。
		そで	長そでとする。
		その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
		形状は、図のとおりとする。	
礼服夏上衣	地質	白色の毛織物、麻織物、絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	前面のボタンを各二個二行とし、両肩に各二個の礼服用階級章の留め金通しをつけるほか、礼服冬上衣と同じとする。
	地質	礼服冬上衣と同じとする。
礼服ズボン	製式	長ズボンとする。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。
	地質	黒色の毛織物、絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。

冬服バンド		黒色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、バックルは、金色金属製とする。形状は、図のとおりとする。
第一種夏服バンド		白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、バックルは、銀色金属製とする。形状は、冬服バンドと同じとする。
第二種夏服バンド		冬服バンドと同じとする。
幹部候補者き章	海曹長	甲	金色しま織線の上に金色モール製のいかり一個をつけたものを左右のそでに巻きつけるものとする。
		乙	黒色の布製台地に刺しゆうによる金線をつけ、その上に刺しゆうによる金色のいかり一個をつけたものとする。
		丙	黒色のラシャ製台地に金色しま織線をつけ、その上に金色モール製のいかり一個及びいかりを浮き彫りにした金色金属製のボタン一個をつけたものとする。
	一等海曹から三等海曹まで	別表第二㈠イの幹部候補者き章と同じとする。	
海曹候補者き章	甲	別表第二㈠イの陸曹候補者き章と同じとする。
	乙	別表第二㈠イの陸曹候補者き章と同じとする。ただし、台地の色は、黒色とする。

備考

一　防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官の服制（冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服上衣、女性冬服ズボン、第一種夏服上衣、第一種夏服ズボン、女性第一種夏服上衣、女性第一種夏服ズボン及び階級章に係るものを除く。）及び海士長以下の自衛官で音楽科の職種に指定されたものの服制（階級章に係るものを除く。）は、この表に定めるところにかかわらず、海曹長から三等海曹までの自衛官の服制と同じとする。

二　階級章は、制服の種別に応じ、防衛大臣の定めるところに従い、それぞれ甲、乙又は丙を着装するものとする。

三　海曹候補者き章は、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の海曹候補者たる自衛官にあつては乙を装着するものとする。

ロ　幹部自衛官及び准海尉の礼服等の服制

礼服冬上衣	地質	黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	製式	えり	剣えりとする。
		前面	金色のボタン三個を二行につけ、付け合わせ部の左右に金色のボタン各一個をつけ留める。
		そで	長そでとする。